

青少年問題協議会の開催案内

青少年問題協議会を、次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望される方は、次に定める手続に従って傍聴することができます。

平成30年7月19日

成田市青少年問題協議会
会 長 佐々木 英夫

1 開催日時

平成30年8月3日(金) 午後2時～午後3時30分

2 開催場所

成田市花崎町760番地
成田市役所6階 中会議室

3 議題

- (1) 会長・副会長の選任について
- (2) 成田市の青少年非行の現状と課題について
- (3) 児童虐待等の現状と取り組みについて
- (4) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付において、傍聴者受付簿に住所及び氏名を記入し、係員の指示に従い入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。よって、定員になり次第、受付を締切らせていただきます。

6 問い合わせ先

成田市花崎町760番地
成田市教育委員会 生涯学習課 青少年教育係
電話 0476-20-1583 (直通)

青少年問題協議会傍聴要領

成田市青少年問題協議会
会 長 佐々木 英夫

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付において、傍聴者受付簿に住所及び氏名を記入し、係員の指示に従い入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。よって、定員になり次第、受付を締切らせていただきます。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議開催中は、会長の指示に従い、静粛に傍聴すること。
- (2) 会場において発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明したりしないこと。
- (3) 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用する示威的行為等をしないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場内で写真撮影、録音、録画等をしないこと。ただし会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴をするに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記「傍聴者の遵守事項」に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは、退場していただくことがあります。

平成30年度 第1回青少年問題協議会会議録

1 開催日時

平成30年8月3日（金） 午後2時～3時30分

2 開催場所

成田市花崎町760番地
成田市役所6階 中会議室

3 出席者

（委員）

伊藤卓会長、鈴木誠一副会長、杉崎健一委員、久保聡子委員、三好啓太委員、小川昌俊委員、荒木邦弘委員、城之内利彦委員、加瀬間勝範委員、大越春美委員、岩舘秀明委員、佐藤勇委員、宮崎廣文委員、湯浅美智子委員、岩野富士郎委員、上原涼委員、阿部元哉委員、興松龍一委員

（事務局）

小泉市長、関川教育長、神山教育部参事、高安教育指導課長、本間教育指導課指導主事、石橋交通防犯課長、坂本子育て支援課長、鬼澤商工課長、神崎生涯学習課長、小野寺生涯学習課青少年教育係長、竹本生涯学習課主査

4 議事

- （1）会長・副会長の選出について
- （2）成田市の青少年非行の現状と課題について
- （3）児童虐待等の現状と取り組みについて
- （4）その他

5 議事(要旨)

会長の選出について、加瀬間委員が成田八街地区保護司会会長の伊藤卓委員を推薦し、副会長の選出については、城之内委員が成田市青少年相談員連絡協議会副会長の鈴木誠一委員を推薦した。出席者全員の賛成により選出される。

◎千葉県内及び成田警察署管内の青少年非行について、成田警察署生活安全課長の杉崎委員から説明を行う。概要は次のとおりである。

【千葉県内】

- ・千葉県の平成29年刑法犯全検挙人員は8,946人であり、このうち、少年検挙

人員は全体の約14.2%の1,272人となる。このうち、窃盗犯が776人となり、全体の約6割を占めていて、窃盗犯の主なものとして万引きが410人、自転車盗が154人、オートバイ盗が57人となっている。また、学識別では、高校生571人で最も多く、高校生、中学生で全体の約6割以上を占めている。

- ・刑法犯で検挙された少年は、平成16年度をピークに減少傾向となるが、再犯者率は高水準で推移していて、1,272人のうち約32.5%となる413人が再犯をしている。また、刑法犯少年の約6割が初発型非行である。
- ・電話d e 詐欺の検挙人員は増加している。平成29年に検挙された被疑者128人のうち約2割となる23人が少年であり、「受け子」として加担している。少年の規範意識の向上に向けた取組として、リーフレット等を使用して啓発を行っている。
- ・特別法犯少年検挙人員は243人となり、増加傾向である。
- ・薬物乱用少年は、年々減少傾向である。

【成田署管内】

- ・上半期は、刑法犯14人、特別法犯4人の計18人の少年が検挙されている。また、昨年の上半期と比較すると13人減少しているが、非行の程度が進んだ少年たちによる犯行が目立っている。
- ・早い段階でしっかりと事件として対処し、指導をして再犯をさせない。また、面接や定期的な連絡を取り、立ち直り支援を行っている。
- ・SNSを通じて大人と知り合い、青少年健全育成条例の被害児童となるケースが数件あるため、SNSの使い方等に対する教育が重要である。

◎少年センターの活動と補導活動及び補導状況、少年相談について千葉県警察本部生活安全部少年課北総地区少年センター上席少年補導専門員久保委員から説明を行う。概要及び説明後の質疑応答の際に出た主な質疑や意見は次のとおりである。

- ・少年が犯罪を犯して検挙される前の不良行為の段階で関わる活動に重点を置いて、20歳未満の主に非行に関する相談、街頭での補導活動、非行問題等を抱える少年に対して継続的に関わって立ち直りを支援する活動や広報啓発活動を行っている。また、被害を受けた少年の精神的なダメージを軽減するための面接等による支援を行っている。
- ・ファストフード店や公園、ゲームセンター等で喫煙行為や怠学による少年に声かけして補導している。その後、家庭でも必要な注意や助言を行ってもらうため、保護

者に連絡している。また、不良行為を行っていないなくても、犯罪に巻き込まれることがないように積極的に声かけをしている。

- ・平成29年の千葉県下の補導状況は、行為別の全体の7割が深夜はいかいと喫煙であり、年齢別では、16歳、17歳、15歳の順に多く、全体の7割を占めている。
- ・今年の推移として、千葉県内では不良行為少年で補導される件数は減少傾向である。行為別では昨年同様、深夜はいかい、喫煙の順に多い。
- ・7月末現在の北総管内の補導状況は昨年と比較すると増加している。警察署別では成田警察署が増加しているが、積極的な警察活動に伴う結果である。また、成田警察署管内の特徴としては、深夜はいかいよりも圧倒的に喫煙のほうが多い。早期の段階で対応が必要であるため、少年がたばこを買いやすいお店や少年の喫煙や蛸集を見かける場所がある等の情報があったら成田警察署または北総地区少年センターに連絡してほしい。
- ・少年センターでは、保護者等から犯罪に至る前の行為の相談を受理するが、まず、保護者から少年センターに連絡があった際、簡単な概要を聞き、その後、面接をする。面接は、保護者のみの場合と始めから親子で来てもらう場合の両方があり、ケースバイケースである。また、親と子それぞれに担当者をつけ、別々の部屋で面接をする。定期的に来てもらいある程度問題行動が改善されるまで面接を行うが、継続的な面接をしながらも事件を犯し検挙される場合もある。問題が深刻化する前に関わっていきたいと考えている。

(委員) 喫煙や飲酒に関わる指導をする中で喫煙した者に聞き取りをした際に、入手経路としては、同じ高校生がアルバイトしているコンビニでの購入や家庭にある喫煙具を持ち出している話が出る。また、電子たばこについては、通販で購入できるため、ニコチン、タールを含まなくても、喫煙行為であることを保護者と生徒に説明及び指導している。しかし、中退をする生徒には、指導が漏れてしまうのが現状である。

(会長) 高校だけで指導することは困難であるため、家庭教育、社会教育、国全体での教育指導が大事である。

(委員) 薬物に関しての指導の機会が、中学校等であつたらお願いしたい。

(委員) 中学生時に軽犯罪を犯して高校受験をする場合、受験する高校には情報は伝わるのか。

(委員) 公立高校の入試の際、調査書に賞罰としての記載されていたことは見たこと

ないが、面接の諮問時に本人から発言するケースはあった。すべての学校事情は不明であるが、ないと思う。

(委員) 中学時代に問題傾向、問題行動を起こしても、入試の段階で高校に行って信じて頑張りたいという思いがあるものについては、調査書への記載はほとんどない。なお、判定後に高校の生徒指導部長と各中学校の生徒主事が情報交換をする場があるが、それに伴って判定が覆ることはないし、不利益になることもない。

(委員) 若者サポートセンターでは、切れ目のない支援を行いたいため、高校との情報共有、連携をお願いしたい。また、夏休みに一人で家で過ごすような子どもがいたら、子ども館を案内してほしい。

◎児童虐待の現状と取り組みについて、健康子ども部子育て支援課坂本課長から説明を行う。概要及び説明後の質疑応答の際に出た主な質疑や意見は次のとおりである。

(委員) 6 ページの⑧処理状況のその他とは何か

(子育て支援課) 児童相談所からの事務連絡等である。

◎不登校の現状からの児童虐待及び学校現場での関わりについて、教育部教育指導課本間指導主事から説明を行う。概要は次のとおりである。

- ・昨年度、市内の小中・義務教育学校において、30日以上欠席した者のうち、不登校の者は小学校で19名、中学校で114名である。また、1日も登校しなかった者は小学校にはおらず、中学校は4名であった。不登校率は小学校は0.26%、中学校は3.36%となる。
- ・不登校は、多様な要因や背景によりその結果として不登校状態になっているものであり、その要因の1つに、虐待がある。身体的虐待だけでなく、子どもへの関心が乏しかったり、食事の用意をしなかったりするなどのネグレクトもある。
- ・学校で虐待の心配がある場合、担任が本人から話を聞いたり、体にあざが無いかわ養護教諭が確認したりして、いろいろな職員が情報共有をして、連携を図りながら対応している。そういう場合には、必要に応じて保護者と面談をして、保護者の話を聞き、子どもへの関わりについてアドバイスをしたり、お願いをしたりしている。それでも、虐待が疑われる場合は、教育指導課や子育て支援課・千葉県スクールソーシャルワーカー・児童相談所などと共にケース会議を開き、対応を検討して必要な支援を行っている。

- ・市で取り組んでいる不登校対策としては、市の適応指導教室「ふれあいる一む21」を運営し、学校へ通えない子どもたちの居場所になるよう支援している。また、スクールカウンセラーが配置されていない小学校に、教育相談員を配置して子どもの困り感を聞くようにしている。
- ・昨年度から、ふれあいる一む21にも来られずに、家から出られない子どもたちにも対応できるよう、巡回指導員を配置し、家庭に引きこもっている子どもの支援を始めている。

6 傍聴

傍聴者 なし

7 次回開催日時(予定)

未定